

保 護 者 様

和泉市立槇尾学園
校 長 田中 勇

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらった場合、意見書代が必要となる場合があります。

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

年	月	日
---	---	---

以降の登校・登園が可能であると判断しました。

学 年		組		名 前	
--------	--	---	--	--------	--

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹（はしか） | 8. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風しん | 9. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘（みずぼうそう） | 10. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 11. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症） |
| 5. 百日咳 | 12. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱） | 13. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7. 結核 | 14. その他の感染症 |
| | （病名） |

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園、保育園および和泉市内の私立幼稚園、民間保育園、認定こども園、幼児教室では、学校感染症にかかった子どもが登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。

（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。）